

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20230601	高富タクシー有限公司 (法人番号 1200002006461) 代表 者川上秀人	岐阜県山県市高富1172番 地	本社営業所	岐阜県山県市高富1172番 地	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第25条第1項	令和4年8月3日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)業務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)、(2)運行基準記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)、(3)運行表の記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第2項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)運行管理規程の記載事項不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)、(8)事業報告書及び輸送実績報告書未提出(道路運送法第94条第1項)	2	2